

令和5年度 老人福祉施設指導監査 状況一覧

施設種別	文書指摘事項
軽費老人ホーム	事故発生防止のための研修を定期的を開催すること。
軽費老人ホーム	職員配置について、生活相談員、看護職員を速やかに配置すること。
軽費老人ホーム	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知すること。
軽費老人ホーム	介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。
特別養護老人ホーム	運営規程について、緊急時等における対応方法を記載すること。
特別養護老人ホーム	職員配置について、常勤の生活相談員を速やかに配置すること。